

信託終了（繰上償還）に関する異議申立手続きのお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2024年11月7日をもって信託を終了（繰上償還）（以下「繰上償還」といいます。）することに関して、異議申立手続きを実施いたしますので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 野村グローバル SRI 100

2. 繰上償還の提案の理由

当ファンドの受益権の口数は30億口を下回る状態にあり、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、投資信託約款の規定に基づき、繰上償還することに関して、異議申立手続きを実施することといたしました。

3. 諸手続きについて

当ファンドの繰上償還について異議申立をされる受益者の方は、2024年8月26日から2024年9月26日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内に異議申立をされた受益者の受益権の口数が、2024年8月26日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、2024年11月7日をもって繰上償還することを予定しております。

繰上償還することとなった場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。）で、取扱販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、2024年10月9日から2024年10月28日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2024年8月26日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
野村アセットマネジメント株式会社